

# 「建物附属設備」の取り扱いの変更

1. 「社会福祉充実計画の承認等に関するQ & A ( vol. 2 ) 」問28および29

## 問28

減価償却累計額の算定に当たって、建物のうち、建物付属設備については、どのように取り扱うべきか。

1. 社会福祉法人会計基準において、**貸借対照表上、「建物」に計上すべき金額は、「建物及び建物付属設備」としているところ**であり、減価償却累計額の算定に当たっては、建物ごとに、当該建物付属設備を含む金額を計上することとなる。
2. なお、建物取得年度の記載に当たっては、建物と建物付属設備の取得年度が異なる場合であっても、建物付属設備の取得・更新時期にかかわらず、建物の取得年度とすること。

## 問29

減価償却累計額の算定に当たって、基本財産に位置付けている建物 A の建物付属設備について、建物 A 建設当初のものについては基本財産に計上し、その後に増設した付属設備については、その他の固定資産における構築物に計上しているような場合、どのように取り扱うべきか。

ご指摘のような場合、**建物付属設備については、「構築物」ではなく、「建物」の勘定科目を用いる**とともに、建物 A の取得年度に応じた建設工事費デフレーターを用いること。



1. 貸借対照表および財産目録上、「建物」科目に「建物」と「建物附属設備」を合算計上します。  
(「建物附属設備」科目は使用しない)
2. 財産目録の明細においても、「建物」に「建物附属設備」を含んで記載する必要があります。